別紙SG-A5

（作成日：令和５年10月17日）
（最終更新日：令和７年４月１日）

シンガポール向けに輸出する原料用の乳及び乳製品の取扱要綱

１　目的

この要綱は、シンガポール向けに輸出する原料用の乳及び乳製品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和２年財務省・厚生労働省・農林水産省令第１号）第３条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

２　定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）シンガポール向けに輸出する原料用の乳及び乳製品：シンガポールで、同国から第三国（日本及びシンガポール以外の国及び地域）へ輸出する加工食品の原料として使用するために、シンガポールに輸出される乳及び乳製品

（２）規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ

（３）食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

（４）証明書：シンガポール向けに輸出する原料用の乳及び乳製品のための衛生証明書

（５）製造者：シンガポール向けに輸出する原料用の乳及び乳製品の処理、加工又は製造を行った者

３　証明書の発行

（１）証明書の発行要件

証明書の発行は、シンガポール向けに輸出する原料用の乳及び乳製品が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

ア　出港前の貨物であること。

イ　別紙様式１（１．輸出原料用の乳及び乳製品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

（２）証明書の発行手続等

ア　製造者は、シンガポール向けに輸出する原料用の乳及び乳製品について、輸出の都度、別紙様式１に以下の①から⑥までの書類等を添付して、誓約事項を了承の上、手数料の納付とともに、申請すること。①から③までについては、別紙様式１（１．輸出原料用の乳及び乳製品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。なお、電子メールによる申請を行うときは、別添によること。

①　インボイスの写し

② パッキング・リストの写し

③ 船荷証券（ＢＬ）又は航空貨物運送状（ＡＷＢ）の写し

④ 製造施設が、一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる書類（営業許可証、営業届等）の写し

※ 同一の製造者が同一の製造施設において最終加工した原料用の乳及び乳製品を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式１への記載により添付を省略することができることとする。

⑤ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒

⑥ 申請者が製造者と異なる場合、製造者が作成した委任状

イ 規制対策グループは、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により、（１）の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、速やかに別紙様式２により証明書原本を交付する。

ウ 規制対策グループは、証明書発行申請内容の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることがある。

エ 規制対策グループは、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から３年間保存する。

（３）証明書の返却等

ア 予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、未だに証明書が発行されていないときは、製造者は、別紙様式３の取消願を規制対策グループに提出すること。

イ 前項の場合において、すでに証明書が発行されているときは、製造者は、速やかに証明書原本を、別紙様式３の取消願とともに、規制対策グループに返却すること。この場合において、規制対策グループは、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該製造者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

（４）証明書発行の停止

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、規制対策グループは当該製造者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、規制対策グループは、必要に応じて食品監視安全課の意見を聴取するものとする。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している製造者からの申請であって、当該製造者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

４ その他

（１）証明書の要否の判断について

製造者は、別紙様式２の証明書を要する原料用の乳及び乳製品に該当することを、

事前にシンガポール政府に確認をすること。

（２）製造者自らの衛生管理について

製造者は、シンガポールの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、シンガポール向けに輸出する原料用の乳及び乳製品について適宜モニタリング検査を実施する等により、シンガポール向けに輸出する原料用の乳及び乳製品に関する自主的な衛生管理に努めること。

（３）違反した輸出原料用の乳及び乳製品に対する対応

規制対策グループは、シンガポールの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をシンガポール政府から受けるなど、シンガポール向けに輸出する原料用の乳及び乳製品に問題が発生したときは、製造者への原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置を採るものとする。

この場合において、問題点が改善されたと判断したときは、規制対策グループは、検査の強化等の措置を解除することができる。

この際、規制対策グループは、必要に応じ食品監視安全課に対し協力を求めるものとする。

（４）シンガポール政府との協議

規制対策グループは、（３）に定めるもののほか、シンガポール政府からの連絡等があったときは、シンガポール側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

（別添）

電子メールによる証明書の発行申請手続

製造者は、食品を輸出しようとする都度、本通知に従い、電子メールを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を規制対策グループ宛てに提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

（１）申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

（２）証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について規制対策グループとあらかじめ調整すること。